令和８年１月１５日

那覇市長　知念　覚　様

那覇市こども政策審議会
会長　　照　屋　建　太

那覇市こどもの権利条例（素案）についての意見

第１　意見の趣旨

１　「那覇市こどもの権利条例（素案）」（以下、「条例案」という。）を再検討し、那覇市こども政策審議会（以下、「審議会」という。）との共同作業による起案を行う等、全面的に起草し直すべきである。

２　こどもの意見聴取結果および参加プロセスが不十分であることから、こどもの権利条約及びこども基本法の理念に則り、こどもが参加し、その意見が実質的に反映される機会を再構築するべきである。

３　条例策定スケジュールを直ちに延期し、上記のプロセスが完了し、審議会による十分な審議・答申が行われるまで条例案の市議会提出を見送るべきである。

第２　意見の理由

条例案は、本来、審議会において十分な議論を行う「諮問事項」として扱うべきである。

また、条例案の制定プロセスにおけるこどもの意見聴取が不十分であり、こどもたちが「自分たちのための条例である」と実感できる主体的な参加が保障されていない。こどもたちにおいて「自分たちのことが書かれている」と実感できる内容ともなっていない。

さらに、条例案の前文は、こどもを「未熟ゆえに制約を受けるべき存在」や「守られるべき対象（客体）」として定義する大人の視点に偏っている。これは、こどもを「今この瞬間を生きる権利の主体」と考えるこどもの権利条約の精神に逆行するものである。こどもが社会を共に創るパートナーであるという視点、そして権利保障の意識が不十分である。

加えて、条例案には、那覇市らしさや、那覇のこどもの権利を保障するという独自の決意、熱意が感じられない。

その他、そもそも条例制定の趣旨や意義について十分な検討が加えられておらず、条例案の内容についても多くの問題があり、慎重な議論を尽くす必要がある。

以上のことから、意見の趣旨のとおり意見を述べる。

以　上